

議第9号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「つけて」を「付けて」に、「連署して」を「記名して」に改める。

第22条を次のように改める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第22条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、市会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から、事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第28条中「点呼に応じて投票を投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第29条の見出しを「（投票の終了）」に改め、同条第1項中「点呼が終わった」を「投票が終わったと認める」に、「投票箱の閉鎖」を「投票の終了」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第40条中「連署して」を「記名して」に改める。

第65条の7中「同意」を「許可」に改める。

第70条中「または」を「又は」に改め、「書類、」を削る。

第76条の見出し中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、「から」の次に「当該」を加える。

第77条を次のように改める。

(委員長の委員としての発言)

第77条 委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。

2 前項に規定する場合において、委員長が委員として討論をするときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

第78条第2項中「から」の次に「当該」を加える。

第81条第1項中「出席した」を「出席している」に改める。

第87条の見出し中「文書」を「質問主意書」に改め、同条第1項中「場合に」を「場合は、質問主意書を議長に提出することにより、」に改め、「文書で」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第89条第2項中「及び氏名」の次に「(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 請願者多数のものは、請願者の住所及び氏名(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を省略して記載することができる。

第90条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない請願又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託することを適当としない請願は、特別委員会に付託する。

第90条中第3項を第4項とし、同条第2項中「かえる」を「代える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の付託は、市会の議決により省略することができる。

第97条を次のように改める。

(資格決定の通知)

第97条 法第127条第3項の規定により準用する法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第98条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第99条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第101条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、

法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 104 条を次のように改める。

(携帯品)

第 104 条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第 109 条第 1 項中「連署して」を「記名して」に改める。

第 119 条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 121 条とする。

第 118 条中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第 120 条とし、第 16 章中同条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 118 条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第13条第1項、第17条第3項、第89条第1項、第90条第1項及び第99条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第 119 条 この規則の規定（第 24 条及び第 33 条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

市会に係る手続のオンライン化に関する規定の整備を図る等のため、横浜市議会規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（議案の提出）

第17条 議員が条例案、決議案、意見書案その他の議案を提出しようとするときは、文書により、理由を付けて、議員定数の12分の1以上の賛成者とともに記連
名して議長に提出しなければならない。
署して

（第2項及び第3項省略）

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

（事件、動議の撤回）

第22条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議
議題となった事件または動議は、提出者において撤回または変更するこ
の議題となった動議を撤回しようとするときは、市会の許可を得なければなら
ない。ただし、会議の同意を得たときは、この限りでない。
ない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければなら
ない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から、事件については文書によ
り、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

（投票）

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する
点呼に応じて投票を投票箱に投入する。

（投票の終了）

（投票箱閉鎖）

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投
票の終了
票箱の閉鎖を宣告する。

票の終了
票箱の閉鎖

（第2項省略）

（投票数の計算点検）

第30条 （第1項から第3項まで省略）

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、
議長が定める。

（修正動議提案要件）

第40条 修正の動議は、その案をそなえ、議員定数の12分の1以上の発議者が記連
名して、あらかじめこれを議長に提出しなければならない。
署して

(代理人又は文書による意見の陳述)

第65条の7 公述人は、市会の許可を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、
同意
又は文書により、意見を提出することができる。

(資料及び報告の提出要求)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、その決議によって
または
、執行機関に対し必要な資料及び報告の提出を求めることができる。
書類、

(委員外議員
委員でない議員の発言)

第76条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるとき
または
は、委員でない議員(以下「委員外議員」という。)に対しその出席を求めて
説明又は意見を聴くことができる。
または きく

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決
委員でない議員 申し出
める。

3 委員外議員が第1項の規定により委員会において説明し、若しくは意見
委員でない議員
を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員
会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の2
第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」とい
う。）を活用した委員会である場合には、当該委員外議員は、当該委員会
委員でない議員
の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場
所から当該委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言するこ
とができる。

(委員長の委員としての発言)

(委員長の委員としての発言)

第77条 委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができな
委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発
い。

言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは

、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復すことができない。

2 前項に規定する場合において、委員長が委員として討論をするときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

(提案者及び修正案提出者の発言)

第78条 (第1項省略)

2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から当該委員会に参加して、発言を求めることができる。

(少数意見の留保)

第81条 委員会において少数のため廃棄された意見で、他に出席委員(条例第9条の2第3項の規定により当該委員会に出席しているものとみなされた委員を含む。)1人以上の賛成を得たときは、これを少数意見として留保することができる。

(第2項及び第3項省略)

(質問主意書による質問)
文書

第87条 議員は、会期中、口頭による質問の機会がない場合は、質問主意書を議長に提出することにより、執行機関に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。

2
3 (本文省略)

3
4 (本文省略)

(請願文書表)

第89条 (第1項省略)

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)、紹介議員の氏名並びに付託委員会を記載する。

3 請願者多数のものは、請願者の住所及び氏名(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を省略して記載することができる。ものはほか何件と記載することができる。

(請願の委員会付託)

第90条 議長が請願書を受理した場合は、請願文書表の配付とともに請願を所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない請願又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託する必要がないと認めるとき及び特別委員会に付託することが適当である付託することを適当としない請願は、特別委員会に付託する。と認めるときは、この限りでない。

2 委員会の付託は、市会の議決により省略することができる。

$\frac{3}{2}$ 議長は、請願文書表を作成するいとまのないときは、必要事項を報告して配付に代えることができる。
かえる

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

(資格決定の通知)

(決定書の交付)

第97条 法第127条第3項の規定により準用する法第118条第6項の規定による市会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかど通知に関し必要な事項は、議長が定める。

うかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(記載事項)

第98条 会議録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。
記載し、又は記録する

(第1号から第10号まで及び第2項省略)

(配布)

第99条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(署名者)

第101条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている

場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は2人とし、会議において議長が指名する。

(携帯品)

(議場内への帽子、コート等の着用又は携帯禁止)

第104条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携
議場には、帽子、コート、マフラー、かさの類を着用し、又は携帯し

帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認
てはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長の許可を受
められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでな
けたときは、この限りでない。
い。

(懲罰動議の提出)

第 109 条 懲罰の動議は、文書をもって議員定数の 8 分の 1 以上の発議者が 記名
連署
して議長に提出しなければならない。
して

(第 2 項省略)

(電子情報処理組織による通知等)

第 118 条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行
われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の
知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下
「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該
通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長
が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含
む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機
とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用す
る方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規
定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず
、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方
法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組
織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合
に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、
当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなし

て、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第13条第1項、第17条第3項、第89条第1項、第90条第1項及び第99条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分が

ある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第119条 この規則の規定（第24条及び第33条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（議長の処理に対する異議）

第120条 会議中、議長の処理に対して5人以上の異議がある場合は、議長は、
第118条 会議に諮りはかりこれを決める。

（疑義の決定）

第121条 この規則の疑義並びに法令及びこの規則に規定のない事項は、議長が
第119条 これを決める。ただし、5人以上の異議があるときは、会議に諮ってはかって決める

。

議第10号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 政策経営・総務・財政委員会 11人

政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

第2条第6号を次のように改める。

- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会 10人

脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会の所管に属する事項

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 下水道河川・水道・交通委員会 10人

下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

第9条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、「委員を」の次に「当該」を加え、同条第3項中「参加した」を「参加する」に、「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第15条の見出し中「申し出」を「申出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第19条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第16条第3項中「、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても」を削り、同条第4項中「参加した」を「参加する」に、「公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用につ

いては、当該公聴会に出席しているものとみなす」に改める。

第19条を次のように改める。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第19条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。

第20条第4項中「、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても」を削り、同条第5項中「参加した」を「参加する」に、「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第21条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「委員会記録には、」を「委員長は、書記をして」に、「記載し」を「記載した委員会記録を作成させ」に改め、「委員長が」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の委員会記録の作成は、議長が定めるところにより、当該委員会記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

政策・総務・財政委員会	政策経営・総務・財政委員会
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会
水道・交通委員会	下水道河川・水道・交通委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

4 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「出席したもの」を「出席しているもの」に改める。

提 案 理 由

委員会に係る手続のオンライン化に関する規定の整備を図るとともに、横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い常任委員会の名称等を変更する等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（ 上段 改正案
下段 現 行 ）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策経営・総務・財政委員会 11人
政策・総務・財政委員会
政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、会計室、選挙管理委員
デジタル統括本部、政策局、総務局
会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
（第2号から第5号まで省略）
- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会 10人
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会
脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会の
温暖化対策統括本部、環境創造局
所管に属する事項
（第7号省略）
- (8) 下水道河川・水道・交通委員会 10人
水道・交通委員会
下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延
新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん
延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困
難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが
ら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を
活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を当該
委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限り
でない。

（第2項省略）

3 前項の規定による許可を得て委員会に参加する委員は、この条例の規定の適
参加した委員会に出席したも
用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
のとみなして、この条例の規定を適用する。

（第4項省略）

(意見を述べようとする者の申出)
申し出

第15条 (第1項省略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第19条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第16条 (第1項及び第2項省略)

3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。

4 前項の規定により公聴会に参加する公述人は、この条例の規定の適用について、当該公聴会に参加した公述人は、この条例の規定の適用について、当該公聴会に出席したものとみなす。
して、この条例の規定を適用する

(代理人又は文書等による意見の陳述)

(代理人又は文書による意見提出)

第19条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が許した場合は、この限りでない。
公述人は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書により、意見を提出することができる。

(参考人の意見聴取)

第20条 (第1項から第3項まで省略)

4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。

5 前項の規定により委員会に参加する参考人は、この条例の規定の適用について、当該委員会に参加した参考人は、この条例の規定の適用について、当該委員会に出席したものとみなす。
して、この条例の規定を適用する

(委員会記録
等)

第21条 委員長は、書記をして議事の記録及び出席者の氏名その他必要な事項を
委員会記録には、
記載した委員会記録を作成させ、これに委員長が署名しなければならない。
記載し

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の委員会記録の作成は、議長が定めるところ
前項の委員会記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同
により、当該委員会記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人
項の署名については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規
の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子
定を準用する。
計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる
。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわ
らず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代
えることができる。

（第3項省略）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜
粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（費用弁償）

第5条 （第1項及び第2項省略）

- 3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）
又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関
し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したと
き（横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第9条の2第3項
の規定により委員会に出席しているもの
出席したものとみなされたときを除く。）は、費用
弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該
各号に定める額を支給する。

（第1号から第3号まで及び第4項省略）

議第11号議案

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

横浜市条例（番号）

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規則（」の次に「議長の定める規程、」を加え、同条第2号ア中「（議会を除く。）」を削る。

第10条中「執行機関」の次に「、議長」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 横浜市（以下「市」という。）の条例及び規則（議長の定める規程、~~地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県~~の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関——（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）若しくは条例等により独立して権限を行使することを認められた職員

（イ及び第3号から第11号まで省略）

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関、議長又は公営企業管理者が定める。

議第9号議案、議第10号議案及び議第11号議案の 取り扱いに関する理事会協議結果

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------------|
| { | (1) 議第9号議案 | 横浜市会会議規則の一部改正 |
| | (2) 議第10号議案 | 横浜市会委員会条例の一部改正 |
| | (3) 議第11号議案 | 横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
条例の一部改正 |

項 目		協 議 結 果 (令和6年3月25日運営理事会)
1	議 案 発 送	3月26日(火)の本会議席上配付
2	上 程 日	3月26日(火)の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則(抜粋)

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項(抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議(請願・陳情に係るものを含む。)に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。

議第12号議案

保育所等における職員配置基準の見直し並びに保育現場及び放課後
児童クラブに勤務する職員の処遇改善を求める意見書の提出

保育所等における職員配置基準の見直し並びに保育現場及び放課後児童クラブ
に勤務する職員の処遇改善を求め、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、
次のとおり提出する。

令和6年3月26日提出

こども青少年・教育委員会
委員長 山 浦 英 太

保育所等における職員配置基準の見直し並びに保育現場及び放課後
児童クラブに勤務する職員の処遇改善を求める意見書

令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略では、全ての子供・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、保育所等の職員配置基準について、4・5歳児は令和6年度から30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける、また、これと併せて最低基準の改正を行うとされ、1歳児は令和7年度以降、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとされた。また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえたさらなる処遇改善を進めるとされた。さらに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善などを図るとされた。

保育所等における4・5歳児の職員配置基準の改善は、76年ぶりに実施されるもので評価したい。一方で、昨今の幼児教育・保育の現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱える現状を踏まえると、さらなる手厚い体制の整備が求められている。特に、1歳児の改善は令和7年度以降としており、一人一人の個性や発達に合わせた保育のためにも、2歳児を含めた低年齢児について早期の改善が必要である。

また、保育士等の処遇は、これまでの国の取組により改善されてはいるものの、いまだ十分とはいえず、同じ保育現場で働く調理員や事務職員等の処遇も含めて抜本的な改善が必要である。加えて、放課後児童クラブ職員の処遇も、質の向上や人材確保のためにさらなる改善が求められており、保育所等と同様の地域区分の創設などによる改善が必要である。

そこで、国におかれては、1歳児及び2歳児の最低基準の引上げによる職員配置基準の見直し、保育現場に勤務する職員のさらなる処遇改善の実現、そして、放課後児童クラブ職員の地域による人件費等の格差を踏まえ、地域の実態に合わせた適切な財政措置が講じられるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

横浜市会議長
瀬之間 康 浩